

11月は「児童虐待防止推進月間」です

# 「もしかして」あなたが救う 小さな手



児童虐待は社会全体で解決していかなくてはならない重要な課題です。

平成27年度「児童虐待防止推進月間」標語

オレンジリボンには  
子ども虐待を防止するという  
メッセージが込められています。

## 児童虐待を知っていますか？

児童虐待とは、親または親に代わる養育者が18歳未満の子どもに対して心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為のことです。たとえ親の愛情による「しつけ」としての行為であっても、それが子どもにとって害となる行為であれば虐待といえます。

児童虐待は子どもの成長発達の遅れや、子どもが情緒不安定になったり、自己肯定感を持っていないなど、その後の人生に大きな影響を及ぼす可能性もあります。

### 身体的虐待

殴る、ける、たたく、やけどを負わせる、激しく揺さぶる、おぼれさせるなどの行為。

### 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなどの行為。

### ネグレクト (放置や養育拒否)

食事を与えない、家や車に放置する、病氣なのに医者に診せないなどの行為。

### 心理的虐待

言葉で傷つける、無視する、きょうだい間で差別的に扱うなどの行為。子どもの目の前で、DV行為を行うことも心理的虐待にあたります。

## もしかして虐待？と思ったら

「不自然な傷がある」「激しい泣き声がある」「学校に行っていない」など気になる子どもがいたら、まずは相談・連絡(通告)をしてください。児童虐待は「家庭」という外から見えにくい場所で起こり、子どもが自ら助けを求めることは難しく気づきにくいものです。近隣に住む方や知人が虐待に気づくことも多く、地域で子どもを見守る意識が必要です。

連絡は匿名で行うことも可能です。  
連絡者や内容に関する秘密は固く守ります。

### 児童虐待に関する相談・通告窓口

(平日:午前8時半～午後5時15分)

- 中央区保健子ども課 ☎096-328-2421
- 東 区保健子ども課 ☎096-367-9130
- 西 区保健子ども課 ☎096-329-6838
- 南 区保健子ども課 ☎096-357-4135
- 北 区保健子ども課 ☎096-272-1104
- 児童相談所 ☎096-366-8181  
※児童相談所の面接相談は要予約。  
※児童相談所全国共通ダイヤル189番にかけると近くの児童相談所につながります。

### 児童虐待通告電話(夜間・休日)

児童相談所 ☎096-366-8181  
☎189番(いちはやく)

### 子どもに関する電話相談(24時間・365日)

子ども・若者総合相談センター ☎096-361-2525  
※児童虐待の相談のほか、育児・いじめ・不登校など、子ども・若者を対象に相談を受け付けています。

## くまもと市オレンジリボンキャンペーン2015

### オレンジリボンサポーター養成講習会受講者・団体募集 **無料**

オレンジリボンサポーターとは児童虐待のない社会を応援する人をいいます。しつけや親としてのかかわり方など子育て中の親を中心とした啓発や、子どもを見守る地域の大人への啓発を行います。

受講者には、サポーター認定証とオレンジリボン缶バッジ(くまモン)を進呈します。

### 受講を希望する団体に講師を派遣します。

期間 来年3月31日まで  
対象 地域で集まれる、おおむね20人以上の団体。

### 個人や少人数で受講したい方はこちらへ

- 11月14日(土)午後2時～3時半 東部公民館会議室A
- 11月18日(水)午後2時～3時半 市庁舎14階大ホール
- 11月29日(日)午前10時～11時半 くまもと森都心プラザ6階AB会議室



### 児童虐待防止推進講演会&映画『うまれる ずっと、いっしょ。』上映会

日 時 11月21日(土) 午後1時～4時(受付:午後0時半)  
場 所 市立図書館ホール ※託児有

**無料**

各イベント申込み方法など詳しくは、子ども支援課(☎096-328-2158)へ。

熊本市 オレンジリボン

検索

## あなたの 想いをつなぐ 熊本市市民公益活動支援基金(くまもと・わくわく基金)

市民公益活動支援基金(くまもと・わくわく基金)は、皆さんからいただいた寄附金を市民公益活動団体(ボランティア団体やNPO法人など)の活動支援金として交付する制度です。

詳しくは、[くまもと・わくわく基金](#) [検索](#)

**一般寄附** 窓口または納付書での寄附

**冠設定寄附** 100万円以上の寄附によって、寄附者の希望する名称による助成をおこなうもの

**香典の寄附** 香典の一部を寄附(お礼のハガキをお渡します)

**社会貢献型自動販売機の設置**  
設置した自動販売機の売上の一部を寄附するもの

### 寄附した場合の主な特典

- ①寄附金額に応じた税制上の優遇措置
- ②5千円以上の寄附で熊本市の観光文化施設など(市ホームページ参照)の入場料免除など

本市をよりよくしたい想い  
本市をよくする活動  
寄附で応援  
想いに応える



- ・保健、医療、福祉の増進
  - ・環境の保全
  - ・生涯学習、子どもの健全育成
  - ・文化、芸術、スポーツ、国際協力の振興
  - ・まちづくりや地域安全の推進 など
- さまざまな活動の助成を行っています

寄附に関するお問合せは、市民協働課(☎096-361-0168)へ